

平成20年2月21日

各都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局
審査管理課化学物質安全対策室長

教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

標記については、昭和52年3月26日付薬発313号「毒物及び劇物の保管管理について」、平成10年7月28日付医薬発第693号「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」、平成11年1月13日付医薬発第34号「毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について」等により貴管下関係業者への指導方お願いしているところである。

しかしながら、平成18年度において毒物又は劇物の盗難・紛失事件22件のうち、6件（約27%）が大学等の教育機関で発生している。また、平成19年度には小学校において児童が管理不十分な消毒液を誤って使用した事例が報告されている。

については、平成20年5月末までを目処に、貴管下の監督指導が必要と考える学校教育機関に対して、毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について平成11年8月27日医薬発第1036号「毒物劇物監視指導指針の制定について」を活用しつつ、以下の点をご考慮頂き指導願いたい。

なお、当該通知の発出にあたり、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長に協力を依頼した事を申し添える。

記

盗難・紛失防止対策

①法第11条第1項に基づき、毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒物劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とするとともに、敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じていること。

②貯蔵、陳列等されている毒物劇物の在庫量の定期点検及び毒物劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うこと。